

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 軍用地問題（視察・報告・調査資料）(1)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43648

独立及公独蘭國壇系以訓查 (訓令)

本内閣事務官北一主任の宛先方打合せ済

秘密表示 (朱印)		部数指示		宛信用	執務用	備考
秘 無期限		主	信	3	2	5
		付				
		届				
		発送日	昭和44年7月18日			
		処理日	昭和44年7月18日			
		発信	国	タイプ	検査	
文書課長 (2.1.1) 公 信 案 (分類)						
公 信 案 第 213 号	公 信 日 付	昭和44年7月17日				
大 臣	主 管	起案 昭和44年7月14日				
政務次官	アメリカ局長					
事務次官	参事官					
外務審議官	北米一課長	起案者 宇田 電話番号 444				
外務審議官						
官 房 長						
協議先						
条約課長	法務課長	西欧一課長				
	コピー	21 可				
受信者			発信者			
在独 内田大使			告知 外務大臣			
送付先			(希望送付日)			
下中 打合						
件 名						
独・白及び独・蘭国境条約に関する調査について(訓令)						
将来の沖縄返還交渉に備え、当方において、						
GA-2	17	45	外務省	回覧番号	154	

米北/オ213号	
昭和44年7月17日	
在 独 大 使 殿	
外 務 大 臣	
独・白及び独・蘭国境条約に関する調査について(訓令)	
将来の沖縄返還交渉に備え、当方	
に於いては、目下、領土ありける施政権	
の移転に伴う移譲国の固有及び公有	
財産の処理が、 ^の と と ようになされたか	
についての国際先例の内容を検討	
中である。1956年9月及び1960年	
GA-4	外務省

2
又月にそれぞれ署名されたドイツ・オランダ及びドイツ・ベルギー間の国境条約(注)は、上記の観点から興味ある条項を含んでいるが、何分にも条約の背景、個々の規定の意味等を明らかにする資料がないたため、果してこれらの条項がわが方にとって真に参考となりうるようなものか判断しかねる次第である。ついで前記両条約の下記の諸点につき調査の上、結果できる限り速かに回報ありたい。

(注) Treaty Between the Kingdom of Belgium and the Federal Republic of Germany Regarding Rectification of the Belgium-

3
German Frontier and the Settlement of Various Problems Concerning the Two Countries

General Treaty Between the Kingdom of the Netherlands and the Federal Republic of Germany for the Settlement of Frontier Questions and Other Problems Outstanding Between the Two Countries

記

1. 独・白子境条約

(1) 第1条(1)(a)に基づき、ベルギーの施政権("administration")を放棄せしめられた地域
の条約締結前における法的地位(同条(1)(b)及び(1)(c)に基づき、ドイツ及びベルギーと
その他との割譲された地域との相違)。

(2) 第4条(1)では、公有地の所有権の移転のみを規定してゐるとして、土地以外の公有及び公有財産の処理は、この条に於てなされてゐる。

(3) 第4条(2)は、第1条(1)(2)の地域に對するベルギーの投資額の補償として、ドイツ政府に對する1,3百万マルクの支払を定めてゐるが、その理由及び補償の對象となつて投資の具体的な内容。(施政権の返還を受けた後、施政に對して、施政権の行使期間中に行使された投資額を補償すること、先例は珍しくないが、本件に於ては該當するものがある。)

(4) 第10条に基づき行使されたドイツ政府のベルギーに對する支払は、単に "previous years" に對する Raeren-Kalterherberg 鐵道の維持費に對する "contribution" とされてゐるが、その具体

的性格。

2. 独・蘭不境条約

(1) 第4~6条に基づき、"rights" を放棄した地域に於て、此の條約締結前に對して法的地位並に当該 "rights" の内容。

(2) 第7条に於て "public property" の具体的な範圍及び "vest" の意味。

(3) 不境条約最終議定書 (Final Protocol to the Frontier Treaty) 第3条の規定の意味(不境条約第7条の規定がある以上、議定書第3条は一見不要の条として思はれるが、この不境条約第4条地域に於てのみ規定され、その規定を設けた理由)。

(4) 不境条約と同時に署名された財政条約 (Financial Treaty) 第1条に基づき行使された

6
ドイツ政府の支払は、第2条柱書の表現をみると、
第2条1.~3.の各項に描かれているオランダ側の
請求を認めざることを解したものと
理解してよい。また、第2条(b)及び(c)の定め
にドイツの支払を行なう理由はない。

本信送付先 ベルギー、オランダ